

改正概要説明書

国名： ロシア

法令名： 連邦民法第 4 法典

改正情報： 2017 年 7 月 1 日連邦法 No. 147-FZ により改正

改正概要：

1. 著作権の無料利用許諾の申出の規定の追加

・ 特許権等の質権設定者が質権者の同意なく権利を利用できる旨の規定を削除し、これに替えて、著作権者がその権利客体について無償で利用許諾をする申出の規定を追加した。また、その条件として、申出は公的機関のウェブサイトで通知すること、5 年間ロシア国内で利用可能であること、申出の撤回はできないこと等を定めると共に、すでに他人に許諾していた場合の損害賠償、利用者の不当な利用に対する保護措置等についても定めた(第 1233 条第 5 項)。

2. 権利侵害者に対する措置の手續規定の追加

・ 権利者が侵害者に対して損害賠償を仲裁裁判所に請求するには、権利者が訴訟提起前に侵害者に裁判外の請求をしたこと、かつ、侵害者に拒否され又は侵害者からの応答がなかったことを裁判上の請求の要件とする規定を追加した(第 1252 条第 5 項 1)。

3. 著作権の及ばない客体の追加

・ 「下層土壌に関する地質情報」には著作権の効力が及ばない旨を追加した(第 1259 条第 5 項)。

4. 視聴覚著作物の公の実演の対象の明確化

・ 視聴覚著作物について公の実演には再演及び再送信が含まれる旨を明記した(第 1263 条第 3 項)。

5. 著作物の無償利用に関する条件の具体化

・ 複製による著作物に係る無償の利用に関する条項を整備して、条文の見出しを「図書館、記録保管所及び教育組織における無償の利用」に変更すると共に、これらの設備等において著作物を無償利用ができる理由や目的、利用の態様や条件、対象とされる利用者を列挙して、権利者の同意を得ることなく無償利用できる要件を詳細に定めて権利者と利用者の双方の保護の均衡を図る規定を新設した(第 1275 条)。

6. 発明特許等の存続期間及び延長手続の見直し

・ 医薬品等に係る発明特許について、存続期間を延長すべき資料が不備の場合、特許庁は追加資料を要求できる規定を追加した(第 1363 条第 2 項)。
・ 実用新案特許について存続期間の延長規定が削除された。意匠特許の存続期間は出願日から 15 年(最長 10 年延長可)だったのを出願日から 5 年に短縮し、その代わりに 5 年ずつ出願日から最長 25 年まで延長できるよう変更した(1363 条第 1 項、第 3 項)。

7. 秘密発明の出願先の追加

・ 機密扱いされる秘密発明の特許出願の提出先として「国営宇宙開発企業（Roskosmos）」が指定当局に追加された（第 1401 条第 2 項）。

8. 損害賠償に代えて補償金を請求できる制度の導入

・ 発明，実用新案，意匠に係る特許権の侵害をした者に対し，特許権者は，実際の損害額の賠償請求に代えて，1 万～500 万ルーブル又は通常の実施料の 2 倍のいずれかを補償金として請求できる旨の規定を追加した（第 1401 条第 2 項）。

9. 不使用商標の早期保護終了の手続の見直し

・ 不使用商標に対する保護終了請求（不使用取消）は，旧規定では仲裁裁判所に請求できるのみであったのを見直し，不使用商標について，権利者の自発的放棄又は請求人への譲渡の申出を認める等，裁判によらない解決を可能とする規定を設けた（第 1486 条第 1 項）。

10. 手数料の規定の削除

・ 商標権の存続期間の更新期限を徒過した場合の回復請求及び商品の原産地名称証明書の有効期間の更新について，手数料を要求する文言を削除した（第 1501 条第 1 項，第 1531 条第 2 項）。

改正内容：

・ 第 1233 条

第 5 項において，知的財産権の質権設定における質権設定者の権利に関する規定が削除され，著作権及び著作隣接権に関し，権利所有者による無料の使用許諾の申し出に関する規定が新設された。

・ 第 1252 条

第 5 1 項が新設され，著作権及び著作隣接権に関し，仲裁裁判所における手続に関する規定が追加された。

・ 第 1263 条

第 3 項において対象の行為を明確化した。

・ 第 1259 条

第 5 項において，著作権の及ばない事項に下層土壌に関する地質情報が追加された。

・ 第 1275 条

図書館，記録保管所及び教育組織による無償の利用に関する規定が明確化された。

・ 第 1363 条

意匠特許の存続期間及び延長方式が変更された。また発明特許，実用新案特許及び意匠特許の存続期間延長手続が明確化された。

・第 1401 条

第 2 項において、秘密発明出願の指定当局に国営宇宙開発企業が追加された。

・第 1460.1 条

発明、実用新案又は意匠に対する排他的権利の侵害に関する新規条文である。

・第 1486 条

第 1 項において、商標の不使用による法的保護の早期終了手続に関する規定が明確化された。

・第 1501 条

第 1 項において、商標出願の審査に関連して徒過した期限の回復の申請における手数料の納付規定が削除された。

・第 1531 条

第 2 項において、原産地名称に係る排他的権利の証明期間の更新請求における追加手数料の納付規定が削除された。